

〈研究・調査報告〉

保健体育科教育法におけるICTを用いた遠隔授業実践報告 —コロナ禍の有意義な模擬授業の実施を目指して—

柿木 亮 ・ 長登 健

【要旨】

教師を目指す学生にとって模擬授業は、教師の実践的指導力の向上に重要な役割を果たしている。本稿では、2020年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、保健体育科教育法の授業の中で模擬授業をどのように実施してきたのかを報告するものである。未知のウイルスに対して学生の安全を守り感染症の拡大を防止する観点で、オンラインで行う授業が導入され、対面での授業を前提とした授業の実施は不可能となった時期もあった。このような中で、保健体育教師の実践的指導力を向上させるために必要な模擬授業を、オンラインや対面での実施を試み、ある程度の成果が得られた。本稿は、ポストコロナ時代において、ICTを活用した遠隔授業の実施を考える上で基礎的な資料となるものである。

キーワード：保健体育科教育法、模擬授業、COVID-19、オンライン

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告された（WHO, 2020a）。それ以降、中国のみならず19カ国において症例が発生し、2020年3月11日に、WHO（世界保健機関）は新型コロナウイルス感染症を世界的な大流行（パンデミック）とみなせると表明した（WHO, 2020b）。日本においても、1月15日に武漢市の滞在歴がある肺炎の患者が国内第1例目の感染者として探知された後、1月末から2月にかけては武漢からのチャーター便の帰国者とクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」での乗客・乗務員からの感染者が報告された（国立感染症研究所, 2020a, 2020b; 山岸, 2020）。日本政府は、2020年2月1日に新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症に指定し、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の様々な取り組みを講じた。それらの取り組みによって、社会経済活動はもちろんのこと、学校教育にも大きな影響が出た。

日本では、2月27日に内閣総理大臣から小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示され¹、3月2日から春季休業の開始日までの間、全国一斉の臨時休業が行われることとなった。大学においては、授業等の開始に当たっては万全

の感染症対策を講じ、その準備を進めるとともに、感染リスクを低減する観点から、各大学等の判断により学事日程の変更や遠隔授業の活用等が考えられることが文部科学省から通知された²。このような中、城西国際大学では、4月の入学式を中止し、授業開始日を5月11日に延期するとともに、春学期は全面的に遠隔授業を実施することとなった。そのため、各教員は遠隔授業実施のためにICT機器の操作方法の習得だけでなく、遠隔授業に合わせた授業内容の考案に奔走することとなった。特に、対面授業を前提とした実験・実習・実技科目を担当していた教員は、遠隔授業に対応すべく授業内容を0から作り上げる必要があったため、大きな戸惑いと不安を感じていた。大学の方針としては、4月より新たに導入されたオンラインビデオ会議システム（Webex Meeting, Cisco社製）を用いたオンライン同時双方向型、あるいは講義資料の配布や音声付き講義動画の配信を用いたオンデマンド型のいずれかで遠隔授業を行うこととなった。授業開始までの間、オンライン上で学生が安心して受講できるよう、情報科学研究センターや教務課の支援とともに、各学部のICTワーキンググループの教員がICT機器に不慣れな教員のサポートや非常勤講師の相談窓口となり、教職員一丸となって遠隔授業の準備を進めた。

このような状況の中で、保健体育科教育法の授業をどのようにしていくかは、大きな困難に直面した。これまでの授業は、対面授業を前提として、授業の内容が考えられていた。特に、教師を目指す教職課程の学生にとって、教育方法の知識だけでなく、対面で授業の実践を行うことは、今後に控えている教育実習の予行練習になるだけでなく、将来教師になる学生にとって授業改善に対する重要な気づきを得られる機会と考えられる。そのため、保健体育科教育法においては、模擬授業を行い、指導場を経験することを行ってきた。しかしながら、新型コロナウイルスが流行した2020年春学期に対面授業による模擬授業を実施することが困難となり、その後もさまざまな制限のもと授業を実施する必要があったことから、その都度、状況に合わせた授業運営が求められてきた。

そこで、本研究・調査報告では、コロナ禍において本学の保健体育科教育法の授業で行った模擬授業の実践について報告し、今後、新型コロナウイルス感染症の世界的な再流行や新たな感染症が流行した際の参考にしていきたい。また、オンラインでの模擬授業実施の可能性についても触れたい。

2. 保健体育科教育法の位置付けと模擬授業の意義

城西国際大学では、保健体育教職課程の教科の指導法として「保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳ」を開講している。「保健体育科教育法Ⅰ」（3年春学期）では、学習指導要領を基に保健体育の目標や内容の理解、保健体育に関する基礎的指導事項及び指導法を座学で履修する。「保健体育科教育法Ⅱ・Ⅲ」（3年生秋学期）では、体育と保健のそれぞれの模擬授業を体験し、「保健体育科教育法Ⅳ」（4年生春学期）では、単元設計、教材研究、模擬授業、リフレクションを経

験することを通して、発展的に実践的指導力を高めるカリキュラムとしている。

2020年度以前の保健体育科教育法の授業において、保健や体育の模擬授業を積極的に取り入れて実施してきた。模擬授業やマイクロティーチングは、保健体育教師を育てる方法、あるいは教師の力量をより高めるための研修として行われている。多くの教員養成系大学においても、教師志望の学生を中高の生徒に見立て、学校現場で展開される実際の授業場面を想定しながら、模擬的な授業が行われている。模擬授業は、教師役を務める学生だけではなく、生徒役となる学生に対しても体育や保健の授業を学ぶ機会を提供できることから、実践的指導力を向上させるために有効な授業方法となっている。また、授業は行うだけでなく、「省察」(reflection)が重要とされている。省察とは、反省的思考とも呼ばれ、授業実践のさまざまなことごとについて振り返ることであり、授業の実践的指導力を高めるためにきわめて重要な行為である。これらのことから、本学の保健体育科教育法の授業でも模擬授業と省察を組み合わせた内容を積極的に取り入れ、展開している。

3. 模擬授業の実践報告

3.1 保健体育科教育法Ⅳの模擬授業（2020年度春学期）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、本学では2020年度春学期は全面的に遠隔授業を実施することが決定した。これまで「保健体育科教育法Ⅳ」では、体育や保健の模擬授業を対面で実施し、教師役・生徒役の両方を経験しながら、授業の省察力を高めることを行っていた。この授業が開講されている時期は、教育実習を控えている学生も多く、教育実習に臨む前に出来るだけ多くの授業実践を通して、実践的指導力を高めたい意図があった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行によって、対面での模擬授業の実施が困難となったことから、遠隔授業でどのように模擬授業を実施できるかを著者らは考えることとした。その際、実践的指導力を育成するためには、リアルタイムで生徒に指導する機会が欠かせないため、オンライン同時双方向型の遠隔授業での模擬授業を模索した。やはり身体を動かす実技を中心とした体育の授業は、生徒役側の身体を動かすための部屋のスペースや安全性の確保や教師役側のICT機器の操作をしながら動きの指導の困難さを考えると、実施のハードルが高いと感じられた。そのため、座学を中心とした授業とし、体育の中でも運動に関する領域ではなく、知識に関する領域である「体育理論」の内容を取り扱うこととした。

本授業は、授業開始の遅延により13回の授業と2回のオンデマンド課題の計15回の授業が行われ、13回の授業はオンラインビデオ会議システムを用いてリアルタイムで実施した。授業の前半では、「保健体育科教育法Ⅲ」までに実施した内容の復習を通して、改めて保健体育で指導する内容を振り返った。また、保健体育科教育法Ⅲで実施した保健の模擬授業時に使用した学習指導案において不足していた部分の解説を行った。特に、単元目標と評価規準の設定、教材観・生徒観・指導観についての講義を行い、指導案の修正を行うことを通して、学生

に対してより実践的な授業づくりの視点を持たせるようにした。さらに、「体育理論」の指導法についての講義を行った後、学生は体育理論の単元で学習指導案の作成を行い、模擬授業の実施の準備を行った。なお、本年度の履修者は14名で、中学校に教育実習に行く者が9名、高等学校に教育実習に行く者が5名であり、それぞれの学校種に合わせて単元を選び、学習指導案を作成し、模擬授業を行った。

模擬授業は、Microsoft PowerPoint（以下PowerPoint）を用いて模擬授業を行うこととした。オンラインビデオ会議システムを用いて模擬授業を行う場合、各学生の部屋に黒板やホワイトボードがないため板書によって授業を進めていくことが困難であったことに加え、別紙に書いた文字をビデオカメラに写したとしてもオンラインビデオ会議システムを媒介すると見えづらいという問題を抱えていた。一方、PowerPointはオンラインビデオ会議システムと相性がよく、学習者の端末においてスライドが全画面表示されるため、教室でスライドを見るよりもむしろ見やすい状況にあった。最近では、中学校や高等学校においてもPowerPointで作成した資料を黒板やスクリーンに投影し、発問と組み合わせることで授業を進めていくことも行われるようになり、今後ますますICT機器を活用した授業の実施が求められていくと思われる。そのため、学生にもPowerPointの授業資料を作成させ、それを利用した授業の実践の場となるようにした。大学の講義ではPowerPointを用いた授業が主流であるが、一方向的になりやすいことに注意が必要であったため、三つの観点「知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等」を身につけられるよう、特に双方向のコミュニケーションが活性化するように工夫することを意識させた。そのためには、教師および生徒の顔が相互に見えることが重要であるため、授業前に移り込みがないカメラの位置で各自の端末を準備させ、ビデオをONにして授業を行わせた。また、発問によって生徒役に思考させ生徒役を当てて発言させたり、チャット機能を活用して意見の集約を行ったりなども積極的に実施するよう指示しておいた。なお、オンラインビデオ会議システムの操作は、各自が模擬授業を行う前に指導して、授業で使えるように事前に準備をしておいた。

模擬授業実施の前に、学習指導案、学習プリント、PowerPoint資料は事前に提出させた。不十分なものについて可能な限り指導し、修正・訂正を行わせ、模擬授業に臨ませた。当日使用する教科書および学習プリントは、オンラインストレージサービスのDropbox（Dropbox社）に電子ファイルを保存した後、生徒役の学生にはURLよりアクセスすることを可能とし、適宜ダウンロードさせて、授業に出席させた。授業は、50分の授業を準備し、1人20分の模擬授業を実施した。模擬授業が終わった後、全ての受講生は模擬授業コメントカードに模擬授業の評価を記入した。コメントカードは、オンライン上でGoogle Forms（Google社）を用いて作成しておき、当日URLを配布して各自の端末上で記入させた。コメントカード記入後に、10分間、全体で模擬授業の検討を行った。教師役の学生から授業のねらいや進め方をコメントさせるとともに、生徒役の学生から授業についての感想や改善点を発表させ、相互に意見交換をさせた。最後に、教員からもコメントを行い、模擬授業の振り返りが受講生全員に促進される

ように働きかけた。

3.2 保健体育科教育法Ⅱ・Ⅲの模擬授業（2020年度秋学期）

秋学期は、原則オンラインの授業であったが、新型コロナウイルス感染症の対策を十分に講じて授業運営することを前提として、少人数の履修者の科目において学生を集めての対面授業が一部認められた。保健体育科教育法Ⅱ・Ⅲでも、学生の健康を守りつつ模擬授業を実施できる機会を設けるため、対面授業を数回実施する方向で準備を進めた。特に、体育の模擬授業では、運動場や体育館の広い学習の場で、実際に生徒に指示を与えながら全体の動きをコントロールしつつ、目の前の生徒に指導する難しさを経験することが指導力向上に必要であると考え、対面で実施できるように計画した。

9月中旬から秋学期の授業が始まった。まずは、オンライン会議システムを使用して体育の授業づくりについての講義を行った。そして、指導案の作成手順の修得、単元計画の立案、教材研究を通して、体育の指導案を作成することを課題としながら、授業を進めていった。本授業では3～4人を1グループとして学習指導案の準備と模擬授業の実施をグループごとに行い、グループ内で相互に意見交換をしながら授業づくりを行うこととした。なお、模擬授業の単元は、バレーボールとバスケットボールであった。本学では、2020年9月より学習管理システム（LMS; Learning Management System）であるmanaba（朝日ネット社）を新たに導入した。その機能の一つに「プロジェクト」というものがあり、それを活用すると、グループごとに学生同士および教員とのチャットによる意見交換やファイルの共有がオンラインでできるようになった。それに加えて、オンライン会議システムのWebex Meetingに「ブレイクアウトセッション」という機能が実装され、グループごとにオンライン上でリアルタイムに意見交換ができるようになったことに加え、ファイルを画面に共有しつつグループの意見を聞きながら指導案の作成等を進めることも可能となった。本授業では、これらの機能を駆使し、オンライン上ではあるがグループの議論を活発にし、50分の体育の模擬授業を行うために、単元計画や学習指導案（細案）をグループごとに作成した。

模擬授業は、通学や授業中に感染するリスクを極力少なくするため、受講生を半分（14～15名）にして実施した。すなわち、半分の受講生は登校し、教師役あるいは生徒役として模擬授業に参加した。残りの半分は、大学には登校せず、オンデマンドで受講した。模擬授業は、教師役グループが授業中の適当なところで教師役を交代しながら50分の模擬授業を実施し、全ての学生が教師役を経験できるようにした。その際、模擬授業の様子を1台のフルHDビデオカメラ（HDR-CX680, SONY社製）とワイヤレスマイクロホン（ECM-W1M, SONY社製）で模擬授業を撮影し、授業中に教師役が発した言葉を全て記録できるようにした。模擬授業後は対面で授業に参加した学生には、本時の学習指導案の内容を確認しながら、模擬授業の振り返りシートに授業の評価できる点・改善点を記入させた。その際、撮影した模擬授業の様子をスクリーンに投影しながら、教師役の学生の指導場面も確認させた。振り返りシートを作

成した後に、教員は学生に対してフィードバックを与え、模擬授業の課題などがより明らかになるよう指導した。

一方、オンデマンドで受講する学生に対しては、模擬授業動画を配信した。すなわち、撮影した模擬授業の記録をPCにデータで取り込み編集した後、動画配信サービスのYoutube（Google社）に動画ファイルをアップロードし、限定公開とした動画のURLをmanabaに掲示することによってオンデマンド受講学生に配信した。オンデマンドで受講した学生は、模擬授業の動画を視聴し、対面授業と同様に模擬授業のふり返しシートを作成した。模擬授業動画を自宅で集中して視聴できることや何度も繰り返して視聴できることをメリットとして捉え、学習者が模擬授業に対して自ら気づく点を多くするため、動画の視聴の注意点を毎回整理して示した。それをもとに、模擬授業で気づいた点や取り入れたい点をまとめたミニレポートを作成する課題にも取り組ませた。オンデマンドで受講した学生は、次の週にはグループが入れ替わり対面で模擬授業に参加するため、オンデマンドで提出された課題等についてのフィードバックを授業のはじめに行い、学生との双方向のコミュニケーションを確保するようにした。

授業時の新型コロナウイルス感染症対策については、政府や大学の方針に沿って実施し、保健体育科教育法Ⅱ・Ⅲの模擬授業における感染症対策の方針について受講生と共有し、学生の協力を得ながら実施することとした。その際の留意事項は以下であった。

1. 以下の事項に該当する場合は、模擬授業の参加を見合わせる。

ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※体調チェックのアンケートについては、毎日大学へ提出することになっている。

2. ① マスクを持参させ、着替え時や聴講時等の運動・スポーツを行っていない際や会話を
する際にはマスクを着用させる。
- ② 運動・スポーツ活動中は、個人の特性や運動強度に応じて、マスクの着脱を判断させる。
3. 体育館の入り口に手指消毒液を設置し、参加者には手指消毒を実施させる。
4. 他の参加者等との距離（できるだけ2mを目安に）を確保させる。荷物も間隔を確保して
置かせる。その他、集合時は目印を置いて座る間隔を指定する。
5. 教員や教師役が大きな声で指示する場合は、生徒役から2m以上離れて行う。
6. 体育館の窓（5箇所）を開け、換気を改善する。
7. 電子ホイッスルやストップウォッチの貸し出しの際は、アルコールタオルにて消毒する。
教師役の人数分準備し、個人の割り当てられたものを使用する。
8. バインダーは1人1つずつ配布し、配布前および回収時にアルコールタオルにて消毒する。
授業終了時まで同じものを使用させる。

9. ビブスの交換は最小限に留め、1限と2限で別の物を使用する。使用後は、毎回洗濯を行う。
10. その他使用した用具に関しては、消毒が可能なものについては、使用後アルコールタオルで消毒する。消毒が不可能なものについては、清潔なタオルで拭く。
11. 教師役が交代するタイミングと模擬授業終了時に教師役・生徒役には手指消毒を行わせる。
12. 消毒作業で出たゴミは袋に回収し、総務課で処理をしてもらう。

保健体育科教育法Ⅱ・Ⅲの保健の内容については、新型コロナウイルスの感染状況などを考慮してオンライン同時双方向型の授業のみで進めた。保健の授業づくりや指導方法についての講義を行うとともに、保健の授業で指導する内容について学習指導要領の解説や教科書をもとに内容をまとめさせた。特に、保健の授業を行うためには、それに関連した知識が整理され、身につけていることが必要である。そのため、保健体育科教育法Ⅱ・Ⅲでは、教科書の知識をPowerPointにまとめさせ、グループごとにマイクロティーチングを行わせた。オンラインビデオ会議システム上のブレイクアウトセッションでグループに分かれ、一人10分ずつPowerPointを共有して指導することを経験した。各自発表が終わったところで、グループごとに意見交換をさせ、各自上手くできた点・改善点をレポートさせた。

3.3 2021年度以降の保健体育科教育法の模擬授業

2021年度以降、本学の対面授業の制限は徐々に緩和された。2021年度春学期は2020年秋学期に引き続き、少人数科目や実験・実習・実技科目において、履修者が教室の収容定員の50%未満となるように調整した上で、対面授業が実施された。そのため、2021年度春学期は、「保健体育科教育法Ⅳ」において保健の模擬授業を、感染症の対策を十分に講じた上で、通常の教室で実施することができた。

2021年度秋学期は、感染拡大によって全面オンラインの時期もあったが、全ての学生は学籍番号の偶数・奇数の分類によって登校する週とオンラインで受講する週が分けられ、全ての授業において対面で受講できる機会が与えられた。その際、授業は、対面とオンライン同時双方向型を組み合わせ合わせたハイブリッド型の授業で行われた。「保健体育科教育法Ⅱ・Ⅲ」の体育および保健の模擬授業は、感染症対策を十分に講じた上で、新型コロナウイルス感染症が流行する前とほぼ同等の内容で対面実施することが可能となった。

2021年度秋学期よりハイブリッド型の授業が行われることによって、体育および保健の模擬授業を新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の出校停止にも対応できるようになった。すなわち、模擬授業の様子をこれまで通りビデオカメラで録画しながら、ビデオカメラのHDMI出力映像をUSB変換アダプターを介してパソコンに取り込むことによって、オンライン会議システムから映像と音声をオンラインで届けることが可能となった。このことによってやむを得

ず授業に出席ができない学生も自宅にいながらリアルタイムで模擬授業の様子を視聴することができ、対面で受講している学生と一緒に授業に出席できるようになった。2022年度以降も新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等の学生がいた場合、この方法を用いてオンラインで模擬授業に参加させることによって、学生および教員双方の安全を確保することができている。

4. 考 察

世界的な感染症の流行に対応した授業実施には前例がなく、2020年度から各大学においてその構成員が工夫を重ねて実施してきたものと思われる。本報告もその一例であり、コロナ禍において最適な授業であったとは全く考えてはいないが、2020年度からその時点で考えられるより良い授業が提供できることを目指して取り組んできた。

2020年度以前より保健体育科教育法の授業において模擬授業を積極的に取り入れ、展開してきた。2020年度から新型コロナウイルス感染症が流行し、これまでのような対面授業が行えない状況となったが、その中でも著者らは模擬授業をどのように成立させられるかを考えながら対応してきた。その中での一つの成果は、保健や体育理論の模擬授業においては、オンラインでも模擬授業がある程度行えるということが分かったことである。模擬授業の実施に向けて、指導計画や学習指導案の作成を行うのは、基本的には履修者個人が実施するものであるため、オンライン環境で十分に実践可能な内容であった。また、指導案の検討会についても、オンライン上で複数名のグループを作り、グループ毎に話し合いをさせることもオンラインビデオ会議システムを使用することで可能であった。模擬授業は、対面形式を想定した授業をそのまま実施することはできないが、発問、受け答え、説明、指示などはオンライン上でも実践可能であった。また、ふり返りについても、履修者個人でふり返りシートに入力・記入したり、グループで集団討議したり、教員を交えての議論もオンラインで可能であった。このように、オンラインでも授業の計画、実施、ふり返りの一連の活動は、双方向のコミュニケーションがリアルタイムで行えるオンライン環境があれば、十分に実践可能であると考えられる。

一方で、オンラインでの模擬授業では困難なことも多々あった。まず、学生がオンラインで模擬授業の準備をしている場合、我々教員は学生個々の学習状況を目視で確認することができないため、誰がどこでつまづいているかを知る術がなかった。そのため、不明点がないか聞く回数が増えたり、同じ説明を繰り返して理解してもらおうとしたりする時間が増えたと感じた。そのことは、模擬授業を行っている学生にとっても同様であったと思われる。また、教科書や資料を提示する場合、端末のカメラを通して配信すると紙面が暗くなったり、ピントが合わなかったりして見づらくなることがあるため、模擬授業を行う際は予め資料や教科書をPDFに変換したり、画像をPowerPointに貼り付けたりするなどして準備しておく必要があった。さらに、PowerPointを板書の代わりにして模擬授業を行うと、文字、図やグラフを各個人の端末で大きく明瞭に見せることができるが、通常対面で行う黒板やホワイトボードを利用した授業

は行えないため、オンラインの模擬授業では板書の技術（字の大きさ、濃さ、太さ、色の使い分け、板書の位置など）を練習することが困難であった。同様に、声の大きさ、立ち位置、視線、ジェスチャーなど教師としての立ち振る舞いの練習に加えて、教師役主導のグループワークの実施も困難であった。このように、オンライン形式の模擬授業では体験できない対面授業特有の内容も多くあるため、指導の技術的な要素については補完する教材を工夫する必要があると考えられる。

体育の模擬授業においても、前述した保健や体育理論の模擬授業と同様、準備の段階（単元計画や指導案の作成）やふり返りの時間はオンラインで実施することが可能である。しかしながら、体育の実技を伴う模擬授業はオンラインでは困難であると考えられる。もちろん、自宅で行えるような体操やストレッチ、体力トレーニングなどはオンラインで指導可能であるが、体育で扱う内容は学習の場（運動場や体育館）や用具が必要であることが多く、自宅の環境では不十分である。そして、オンラインで体育の模擬授業を行った際の安全面の確保も問題になってくると考えられる。すなわち、自宅の狭い空間で物にぶつかり怪我をする可能性がある。また、心臓発作などが生じて倒れた場合、すぐに手を差し伸べることができないことも問題である。そして、やはり体育の場合、直接的指導、マネジメント、巡視、相互作用などの教師行動を対面の模擬授業で実践することが重要であり、これらを通して自身の授業の不十分さを知り、改善できる大きな機会となる。そのような観点から、コロナ禍であったとしても体育の模擬授業だけは対面での実施を検討すべきだと考える。

そこで、対面での体育の模擬授業実施において問題になるのは、新型コロナウイルス感染症の対策であろう。新型コロナウイルス感染症の流行に対して基本的な対策は、マスクの着用、手洗い・手指消毒、3密（密接・密集・密閉）の回避であった。政府や本学の感染症対策の方針に従い、2020年度の体育の模擬授業では、上述した授業での感染症対策の方針を受講生に共有し、学生および教員の双方が感染症対策に十分に注意を払いながら模擬授業を実施した。特に、登校する人数を半分にし、対面授業の参加人数を少なくしたことは当時の感染状況を考えると好判断だったと思われる。また、本授業ではバスケットボールとバレーボールの単元で模擬授業を行ったが、感染対策のため運動強度が高くなりすぎない授業回や個人技能の習得が主な内容となる授業回を選ばせて模擬授業を準備、実施させた。幸いなことに現在のところ、体育の模擬授業時に新型コロナウイルスの感染が拡大する状況には見舞われていない。今後も基本的な感染症対策を徹底しながら指導の内容や方法を工夫した授業運営が必要だと思われる。

本報告では、保健体育科教育法の授業において、コロナ禍での模擬授業の実践の報告のみに留まっており、コロナ前後において実施された模擬授業の運営によって学生に対してどのような教育効果が得られたのか比較することはできていない。今後は、同様の事態が生じた時に、機動的に教育効果の測定も行い、模擬授業の有効性を検証していく必要があると考えられる。

5. まとめ

本稿では、2020年度から新型コロナウイルス感染症が流行した際に、保健体育科教育法の授業において模擬授業をどのように実施してきたのかを報告した。学生や教員の安全を守るために遠隔授業が実施されることとなったが、保健や体育理論の内容での座学を中心とした模擬授業は、模擬授業の準備からふり返りに至るまで、双方向のコミュニケーションがリアルタイムで行えるオンライン環境があれば、十分に実施可能であると考えられた。また、体育の模擬授業は、模擬授業の準備やふり返りについてはオンライン環境で実施が可能だった。一方、体育の実技を伴う模擬授業は、対面での実施を試みた。感染状況に応じて模擬授業の参加人数を減らすなどの工夫をしつつ感染症対策を十分に講じたところ、安全に模擬授業が実施できた。しかし、時期によっては他の授業の多くが遠隔授業のため学生同士の接触の機会が減少していたことも安全に実施できたことに影響していると考えられる。そのため、対面での模擬授業の実施には周りの状況を見極めつつ慎重に決定する必要があると考えられる。

最後に、小・中・高等学校において個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させることをねらいとする「GIGAスクール構想³」が新型コロナウイルスによって急速に進展し、児童生徒の1人1台端末等のICT環境を活用した新しい学びが開始されている。そのため、大学教育においても、高等学校の教育を引き継ぐ形で、今後ますますICT環境を活用した授業の展開が求められることになると予想される。加えて、教職課程を有する大学では、教職を目指す学生のICT活用指導力を一層向上させていかなければならない。したがって、今後は、若者らを含む大学構成員がコロナ禍で実施したICTを活用した授業の実践例などが集約され、ポストコロナ時代やSociety5.0時代の大学教育における新しい学びの形や方法を開発・提案していくことが重要になると考えられる。

【注】

- 1 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和2（2020）年2月28日 元文科初第1585号）参照
- 2 「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2（2020）年3月24日 元文科高第1259号）参照
- 3 2019年12月に文部科学省が示した「GIGAスクール構想」は、Society5.0時代に生きる子供たちの未来を見据え、児童生徒向けの1人1台学習端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想のことである。GIGAは、「Global and Innovation Getaway for all」の略で「全ての人にグローバルで革新的な入口を」という意味が込められている。

Practical Report on Online Class in Teaching Methods for Health and Physical Education Using ICT: Aiming to Conduct a Meaningful Trial Teaching Sessions during the COVID-19

Ryo Kakigi, Takeshi Nagato

Abstract

For students who aspire to become teachers, trial teaching sessions play an important role in improving teachers' practical teaching skills. This paper reports on how trial teaching sessions in teaching method class for health and physical education have been implemented during COVID-19 pandemic since 2020. To protect the safety of students against the unknown virus and prevent the spread of COVID-19, online classes were introduced. Due to this, it was difficult to implement classes based on face-to-face teaching. Under these circumstances, trial teaching sessions, both online and face-to-face were conducted to improve the practical teaching skills of health and physical education. As a results, some success was achieved. This paper serves as a basic reference for considering the implementation of online classes in the event of a new infectious disease epidemic.

Keywords: teaching methods for health and physical education, trial lessons, COVID-19, online